

**農林漁業有機物資源の
バイオ燃料の原材料としての利用
の促進に関する法律
Q & A 集**

令和6年4月

農林漁業バイオ燃料法Q & A集目次

頁

【総論】

- 1 農林漁業バイオ燃料法が制定された背景について教えてください。 5
- 2 農林漁業バイオ燃料法の目的は何ですか。 6
- 3 農林漁業バイオ燃料法の概要について教えてください。 6
- 4 「農林漁業有機物資源」とは何ですか。 7
- 5 「バイオ燃料」とは何ですか。 7
- 6 「特定バイオ燃料」とは何ですか。 8
- 7 基本方針について教えてください。 9

【生産製造連携事業】

- 8 生産製造連携事業計画の認定制度の目的及び概要について教えてください。 . . 10
- 9 生産製造連携事業計画の作成主体は誰ですか。 11
- 10 生産製造連携事業計画の作成主体となる農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人の範囲について教えてください。 12
- 11 生産製造連携事業計画の作成主体となるバイオ燃料製造業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人の範囲について教えてください。 . . . 13
- 12 農林漁業者等側のみ又はバイオ燃料製造業者側のみの取組については生産製造連携事業の対象となるのでしょうか。また、農林漁業有機物資源の生産から特定バイオ燃料の製造までを同一の者が行う取組については生産製造連携事業の対象となるのでしょうか。 14
- 13 農林漁業有機物資源を第三者を介してバイオ燃料製造業者に引き渡す場合でも「安定的な取引関係」に当たりますか。 15
- 14 生産製造連携事業計画の認定要件は何ですか。 15
- 15 計画が認定された場合、その旨は通知されますか。 16
- 16 生産製造連携事業計画の認定の申請先はどこになるのでしょうか。 16
- 17 生産製造連携事業計画の認定の申請に必要な書類を教えてください。 16
- 18 認定生産製造連携事業計画の変更の認定の申請に必要な書類について教えてください。 17
- 19 生産製造連携事業計画の認定後に、バイオ燃料の原材料の需給状況に変化が生じた場合はどうなりますか。 18
- 20 認定された生産製造連携事業計画の変更について教えてください。 18
- 21 認定生産製造連携事業計画はどのような場合に取り消されますか。 19
- 22 天候等の影響により、農林漁業有機物資源の生産計画が達成されない場合には認定の取消事由となるのでしょうか。 19
- 23 生産製造連携事業計画の認定を受けると、事業の実施に必要な他法令の許認可等が不要となったり、基準が緩和されるのでしょうか。 20

- 24 特定バイオ燃料を燃料以外の用途に利用しても良いのでしょうか。 20
- 25 製造した特定バイオ燃料を自家利用しても良いのでしょうか。 21

【研究開発事業】

- 26 研究開発事業計画の認定制度の目的及び概要について教えてください。 21
- 27 研究開発事業計画の作成主体は誰ですか。 22
- 28 研究開発事業についても、農林漁業者等との連携は必要でしょうか。 22
- 29 研究開発事業計画の認定要件は何ですか。 22
- 30 認定された後は通知されますか。 22
- 31 研究開発事業計画の認定の申請先はどこになるのでしょうか。 23
- 32 研究開発事業計画の認定の申請に必要な書類を教えてください。 23
- 33 認定された研究開発事業計画の変更について教えてください。 24
- 34 認定研究開発事業計画の変更の認定の申請に必要な種類について教えてください。 24
- 35 認定研究開発事業計画はどのような場合に取り消されますか。 25
- 36 研究開発事業計画の認定を受けると、事業の実施に必要な他法令の許認可等が不要になったり、基準が緩和されるのでしょうか。 25

【支援措置】

- 37 認定生産製造連携事業計画に対する支援措置にはどのようなものがありますか。 26
- 38 認定研究開発事業計画に対する支援措置にはどのようなものがありますか。 27
- 39 認定された場合、自動的に特例が措置されるのでしょうか。 27

【固定資産税の特例】

- 40 固定資産税の特例措置はどのようなものですか。 28
- 41 令和6年中に生産製造連携事業計画の認定を受けて、令和7年中にバイオ燃料製造施設を整備した場合、固定資産税の軽減の対象となりますか。 28
- 42 令和6年年中のバイオ燃料製造施設の新設を検討していますが、本法に基づく固定資産税の軽減を受けるためには、いつまでに認定の申請を行う必要がありますか。 29
- 43 400～500万円くらいのBDF装置でも固定資産税の軽減の対象となりますか。 29
- 44 特定バイオ燃料の原材料として複数の原材料を利用する取組において、それらの原材料の一部を利用する生産製造連携事業計画の認定を受けてバイオ燃料製造設備を新設する場合、認定を受けた原材料と認定を受けていない原材料が同一のバイオ燃料製造設備で利用されることが想定されるが、固定資産税の軽減

措置の対象となりますか。 29

【種苗法の特例】

- 45 出願料軽減申請の手続の流れについて教えてください。 30
- 46 登録料軽減申請の手続の流れについて教えてください。 32
- 47 使用者が、従業者した職務育成品種について出願料又は登録料の軽減を受ける
場合の手続きの流れについて教えてください。 34
- 48 共有の場合の出願料又は登録料の額の計算方法について教えてください。 . . . 34

【その他】

- 49 本法に関する問い合わせ先はどこでしょうか。 35

【ケーススタディ】

- 50 木質ブリケットについては、特定バイオ燃料に該当しますか。 36
- 51 広域的な地域間における、農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者の連携は認め
られますか。 36
- 52 バイオ燃料製造業者が農林漁業に参入して農林漁業有機物資源の生産及びバイオ
燃料の製造を行う場合は、生産製造連携事業の対象となりますか。 36
- 53 「生産製造連携事業計画」の対象について、漁業者と安定的な取引関係を有す
る水産加工業者（かまぼこ）が、自社工場から排出される廃食用油を原料に BDF
を製造するといった、農林漁業有機物とバイオ燃料原料とのつながりが間接的
な場合はどうなりますか。 36
- 54 食品関連事業者から排出される食品残さを原材料としてバイオ燃料を製造する
場合において、そのバイオ燃料の製造の際に発生する残さを肥料・飼料に利用
し、その利用先として農家と連携する場合は、生産製造連携事業計画の対象に
なりますか。 37
- 55 既存のバイオ燃料製造施設でも生産製造連携事業の対象になりますか。 37
- 56 現在バイオ燃料製造施設を造成中であっても、「生産製造連携事業計画」の認
定を申請することは可能ですか。 37
- 57 生産製造連携事業を実施しようとするバイオ燃料製造業者は、製造するバイオ
燃料の原材料の全てについて、農林漁業者等が生産した農林漁業有機物資源を
原材料とする必要があるのですか。 38
- 58 研究開発事業については、未だ実用レベルには至っていない、研究開発を要する
バイオ燃料だけが対象となるのですか。 38

Q 1 農林漁業バイオ燃料法が制定された背景について教えてください。

(A)

我が国の農林漁業・農山漁村の現状については、人口が減少局面に入り、農林水産物の国内市場規模の縮小が懸念されている中で、農林漁業の活力が低下するなど、非常に厳しい状況となっています。

一方、アメリカ、ブラジル、EU等の諸外国においては、近年の原油価格の変動、国内農林漁業の育成、地球温暖化の防止といった内外の諸問題に対応する観点から、バイオ燃料の生産拡大のための各種措置を講じています。

このような中、我が国においても「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定、平成18年3月改定）を策定し、バイオマスを総合的に最大限活用することとしており、その中でバイオ燃料については、他のバイオマス製品とは異なり、潜在的なニーズが極めて大きいことから、「計画的に利用に必要な環境の整備を行っていく」とされたところです。

さらに、バイオ燃料については、平成19年2月に、農林水産省など関係7府省が「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」を作成し、平成23年に国産バイオ燃料を5万K1生産する目標を立てました。

しかし、我が国においては、原材料生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者との連携がとれておらず、原材料の供給が不安定であること、原材料の生産から運搬、バイオ燃料の製造までの各行程のコストが高いこと、原材料の生産及びバイオ燃料の製造のそれぞれに係る研究開発が途上であることが課題となっているため、バイオ燃料の製造は極めて小規模にとどまっています。

このため、法律、税制、予算などのあらゆる手段をもって課題を解決し、バイオ燃料の生産拡大を図る必要があります。

このような中で、農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として、その利用を促進するに当たっての基本的な方向性を国が示すとともに、基本的な方向性に沿った取組に対して支援を行うため、平成20年5月28日に第169回国会において本法が成立し、同年10月1日に施行されました。

Q 2 農林漁業バイオ燃料法の目的は何ですか。

(A)

- 1 本法の目的は「農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与すること」です。

本法の活用によって、原材料生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者との連携、原材料の生産及びバイオ燃料の製造に係る研究開発が促進されることにより、農林水産物（資源作物）の新たな需要の開拓や農林漁業から生じる未利用及び稲わらや間伐材等の利用の程度の低い副産物の有効利用が図られ、農林漁業の新たな需要が創出されるものと考えています。また、バイオ燃料の生産の拡大は、エネルギーの供給源の多様化にも寄与するものです。

- 2 さらには、農地を農地として最大限活用するとともに、耕作放棄地などにバイオ燃料向けの資源作物等を作付けするなどにより、不測の事態が生じた時は食料・飼料の供給基地としてこれらの農地を活用することにより、食料供給の安定にも大きく寄与するものと考えています。

Q 3 農林漁業バイオ燃料法の概要について教えてください。

(A)

本法の主な概要は次のとおりです。

- (1) 主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）は、食料及び飼料の安定供給の確保等に配慮しつつ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進の意義及び基本的な方向等についての基本方針を定めます。
- (2) 農林漁業者等は、バイオ燃料製造業者と共同して、原材料の生産から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、主務大臣の認定を受けることができます。
- (3) 農林漁業有機物資源の生産やバイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発事業を行おうとする者は、当該研究開発事業に関する計画（研究開発事業計画）を作成し、主務大臣の認定を受けることができます。
- (4) 主務大臣の認定を受けた計画に基づく取組を推進するため、認定を受けた者に対して、農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）、中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 62 号）、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）等の特例措置を講じます。

Q 4 「農林漁業有機物資源」とは何ですか。

(A)

「農林漁業有機物資源」とは、本法において「農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるもの」と定義されています。すなわち、農林漁業に由来するバイオマス（動植物に由来する有機物である資源）のことです。

(1) 具体的には、以下のものが該当します。

- ① 穀類等（米、麦等）、芋類（ばれいしょ、かんしょ）、油糧作物（菜種、ひまわり等）、甘味資源作物（さとうきび、てん菜等）、木材、魚類、稲わら等
- ② 家畜排せつ物、林地残材、使用済み菌床培地等
- ③ 加工残さ（廃糖みつ、製材工場残材、魚のはらわた等）等

(2) 一方、以下のものは、農林漁業有機物資源には該当しません。

- ① 農林水産物の生産又は加工の際に不要となって生じるビニールハウスの廃ビニール、廃プラスチック等の動植物に由来しないもの
- ② 貝殻、動物の骨等のバイオ燃料の原材料として利用できない無機物を主成分とするもの
- ③ クラゲ等の水分含有量が多くバイオ燃料の原材料としては不適切であるもの

Q 5 「バイオ燃料」とは何ですか。

(A)

「バイオ燃料」とは、一般的にバイオマス（動植物に由来する有機物である資源）を原材料として製造される燃料ですが、本法においては「農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料」と定義されています。

具体的には、

- (1) 木炭、木質ペレットなどの固形燃料
- (2) 発酵により得られるエタノール、発酵や熱分解により得られるメタノール、植物油から製造される脂肪酸メチルエステル（バイオディーゼル燃料）、炭化水素油等の液体燃料
- (3) 発酵により得られるメタン、熱分解により得られるメタン、水素、一酸化炭素等の気体燃料

に分けることができます。

なお、薪、木材チップなどの単なる乾燥、切断、破砕及び粉碎といった簡易な方法のみにより製造される燃料については、その製造方法などに改善の余地が少ないことから、本法による支援の対象外とされています。

Q6 「特定バイオ燃料」とは何ですか。

(A)

「特定バイオ燃料」とは、本法の生産製造連携事業による支援の対象となるバイオ燃料のことです。バイオ燃料の中でも、相当程度の需要が見込まれるものとして政令で定められています。この特定バイオ燃料については、

- ① ガソリン、軽油等、現在大量に消費されている燃料の代替燃料となり得るもので、製造コストの低減等により、ガソリン、軽油等との代替が進むことにより、今後消費が拡大することが期待できること
- ② 従来より日常的に利用されており、安定した需要があるもので、製造コストの削減等により輸入品と代替することで消費拡大が期待できること

などが必要なことから、相当程度の需要が見込まれるものとされています。具体的には以下の6種類が定められています。

- (1) 木炭（竹炭を含む。）
- (2) 木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したもの（いわゆる「木質固形燃料」）
- (3) エタノール（いわゆる「バイオエタノール」）
- (4) 脂肪酸メチルエステル（植物油を原料とするいわゆる「バイオディーゼル燃料」）
- (5) 水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガス（木材などを高温高圧で気化させて得られるガス。いわゆる「木質バイオマスガス」）
- (6) メタン（家畜排せつ物などをメタン発酵させて得られるメタンガス。いわゆる「バイオガス」）

なお、特定バイオ燃料以外のバイオ燃料（例えば、炭化水素油、エタノール以外のアルコール類、木竹に由来しない固形燃料等）については、研究開発事業の対象に含まれます。

Q7 基本方針について教えてください。

(A)

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するためには、農林漁業者等及びバイオ燃料製造業者はもちろんのこと、その他の事業者、消費者や、国及び地方公共団体等の行政機関が、適切な役割分担の下で連携することが必要です。

このため、本法においては、これらの関係者が農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための基本方向を示すものとして基本方針を定めることとしています。

平成20年10月2日に公表された基本方針（農林水産省・経済産業省・環境省告示第3号）には、

- ① 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進の意義及び基本的な方向
- ② 生産製造連携事業及び研究開発事業の実施に関する基本的な事項
- ③ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する重要事項
- ④ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に際し配慮すべき重要事項

等が定められています。

なお、基本方針に定められた事項については、主務大臣が生産製造連携事業計画及び研究開発事業計画を認定する際の基準となるものです。

この基本方針は、経済事情の変動等により必要が生じたときは変更するものとされていますが、おおむね5年ごとに主務大臣が定めるものとしています。

Q 8 生産製造連携事業計画の認定制度の目的及び概要について教えてください。

(A)

「生産製造連携事業」とは、農林漁業者等が、バイオ燃料製造業者と共同して、農林漁業有機物資源の生産から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業であり、農林漁業有機物資源の安定的な取引関係の確立、バイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産及び特定バイオ燃料の効率的な製造を図ることを目的としています。

事業においては次の（１）から（３）のすべてを実施することとしています。

（１）「農林漁業有機物資源の安定的な取引関係の確立」

これは、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の間で、原材料となる農林漁業有機物資源の供給時期、量、品質等について、一定期間以上の出入荷、購入等に関する事項を盛り込んだ「取決め」を締結することをいいます。

「取決め」については、当事者間における円滑な取引関係の維持及び生産製造連携事業計画の認定に係る審査の適正化のため、その内容を生産製造連携事業計画に記載することのほか、契約書、覚書等の別書面により作成することとします。

「供給時期、量、品質等」について、そのすべてがあらかじめ取り決められている必要はありません。契約書、覚書等において、例えば、当事者間の取引の実態に応じて、農林漁業有機物資源の種類、量及び供給時期のみを具体的に定め、取引価格、品質等については、別途、当事者間の協議に基づき決定することとしても差し支えありません。

（２）「バイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置」

これは、農林漁業者等が、高収量の作物等のバイオ燃料の原材料に適する新規作物の導入、バイオ燃料の原材料価格の低減に資する収穫機の導入、農林漁業有機物資源の生産に係る作業の省力化に資する方式の導入等に取り組むことをいいます。

（３）「特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置」

これは、バイオ燃料製造業者が効率的な特定バイオ燃料の製造施設の設置や特定バイオ燃料の製造コストの低減に資する製造方式の導入、バイオ燃料の製造に伴う副産物を肥料、飼料、その他の物品として有効に利用し、特定バイオ燃料の製造コストの低減等を図ることをいいます。

（４）「農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置」

これは、農林漁業者等又はバイオ燃料製造業者が必要に応じて、（１）から（３）までの措置と併せて、必要に応じて燃料製造の工程に即した原材料の搬入体系の確立や原材料生産地と近接した地域への製造工場や物流拠点の整備等に取り組むことをいいます。

Q 9 生産製造連携事業計画の作成主体は誰ですか。

(A)

生産製造連携事業では、農林漁業有機物資源の生産者とバイオ燃料の製造業者が連携して事業に取り組むことが必要であることから、次の者を計画の作成主体としています。

(1) 農林漁業有機物資源の生産者

① 農林漁業者等（農林漁業者及び木材製造業者）

「農林漁業者等」とは、農林漁業又は木材製造業を営む者をいいます。この「営む者」とは、事業活動により収益を得ることを目的とする者をいい、農林漁業者等には、地方公共団体、造林公社等の一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO）等を含み得ます。

また、林業においては、木材に加工されて初めて商品として流通するという実態があり、木材製造業者は林業者と一体的であると考えられることから、木材製造業者についても計画作成主体とされています。

なお、計画作成者には、

(i) 農林漁業若しくは木材生業を営もうとする者

(ii) 農林漁業又は木材製造業者を営む法人を設立しようとする者

を含みます。

② 農業協同組合等

農林漁業者等を構成員とする農業協同組合等の法人については、農林漁業有機物資源を生産する組合員のために計画を作成する場合があるため、農業協同組合等も作成主体としています。具体的な農業協同組合等の範囲については、Q10を参照してください。

(2) バイオ燃料の製造業者

① バイオ燃料製造業者

「バイオ燃料製造業者」とは、特定バイオ燃料の製造の事業を営む者をいいます。この「営む者」とは、事業活動により収益を得ることを目的とする者をいい、バイオ燃料製造業者には、地方公共団体、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO）を含み得ます。

なお、計画作成者には、

(i) 特定バイオ燃料の製造の事業を営もうとする者

(ii) 特定バイオ燃料の製造を営む法人を設立しようとする者

を含みます。

② 事業協同組合等

バイオ燃料製造業者のうち木炭製造業者などの零細な経営体を構成員としている事業協同組合等の法人については、組合員のために計画を作成する場合があるため、事業協同組合等も作成主体としています。具体的な事業協同組合等の範囲については、Q11を参照してください。

Q10 生産製造連携事業計画の作成主体となる農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人の範囲について教えてください。

(A)

農林漁業者等を構成員とする農業協同組合等の法人については、農林漁業有機物資源を生産する構成員のために計画を作成する必要があるため、生産製造連携事業計画の作成主体としています。

農業協同組合その他の政令で定める法人の範囲は以下のとおりです。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- ② 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ③ 森林組合及び森林組合連合会
- ④ 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- ⑤ 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- ⑥ 一般社団法人

農業協同組合等が当該計画の認定を受けた場合は、その構成員である組合員のうち、計画上位置づけられたものについても法律の効果が及びます。

なお、生産製造連携事業の円滑な実施のために、農業協同組合等が複数の農林漁業者等を取りまとめて計画を作成することが適当と考えられる場合は、農業協同組合等を計画作成主体（申請者）とすることが望ましいと考えています。

Q 1 1 生産製造連携事業計画の作成主体となるバイオ燃料製造業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人の範囲について教えてください。

(A)

バイオ燃料製造業者を構成員とする事業協同組合等の法人については、バイオ燃料を製造する構成員のために計画を作成する必要があるため、生産製造連携事業計画の作成主体としています。

事業協同組合その他の政令で定める法人の範囲は以下のとおりです。

- ① 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- ② 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- ③ 農業協同組合連合会
- ④ 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑤ 森林組合及び森林組合連合会
- ⑥ 一般社団法人

事業協同組合等が当該計画の認定を受けた場合は、その構成員である組合員のうち、計画上位置づけられたものについても法律の効果が及びます。

なお、生産製造連携事業の円滑な実施のために、事業協同組合等が複数のバイオ燃料製造業者をとりまとめて計画を作成することが適当と考えられる場合は、事業協同組合等を計画の作成主体（申請者）とすることが望ましいと考えています。

Q 1 2 農林漁業者等側のみ又はバイオ燃料製造業者側のみを取組については生産製造連携事業の対象となるのでしょうか。また、農林漁業有機物資源の生産から特定バイオ燃料の製造までを同一の者が行う取組については生産製造連携事業の対象となるのでしょうか。

(A)

農林漁業者等側のみ又はバイオ燃料製造業者側のみを取組や、農林漁業有機物資源の生産から特定バイオ燃料の製造までを同一の者が行う取組については、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が共同して「安定的な取引関係の確立」等を実施して農林漁業有機物資源の生産から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図るという生産製造連携事業の目的に合致しないことから、生産製造連携事業の対象とはなりません。

ただし、農業協同組合が農林漁業有機物資源を生産する構成員のために計画を作成する、一方、当該農業協同組合がバイオ燃料製業者でもある場合等において、当該農業協同組合が農業協同組合等及びバイオ燃料製造業者の両方の立場として申請者となることは差し支えありません。

(参考)

通常、以下のような場合は、農林漁業者側の取組がないため、生産製造連携事業の対象とはなりません。

- (1) スーパーマーケットやコンビニエンスストアから排出される食品残さを別企業が回収して企業がバイオエタノールを製造する場合
- (2) 企業が一般家庭や食品加工業者から廃食油を回収してBDFを製造する場合
- (3) 企業が自社工場の食品残さを使ってバイオガスを製造する場合

Q 1 3 農林漁業有機物資源を第三者を介してバイオ燃料製造業者に引き渡す場合でも「安定的な取引関係」に当たりますか。

(A)

農林漁業有機物資源が農林漁業者等から第三者を介してバイオ燃料製造業者に引き渡される取組が多いことから、このような取組を支援することは本法の目的の達成に資することとなります。

このため、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の間における農林漁業有機物資源の流れに係る引渡し関係が明確である場合は「安定的な取引関係」が認められることとし、農林漁業者等がバイオ燃料製造業者に農林漁業有機物資源を直接的に引き渡す場合のほか、生産製造連携事業計画に協力する第三者を介した間接的な引渡しであっても生産製造連携事業の対象となります。

このような観点から、以下のような場合も生産製造連携事業の対象となります。

- ① 農業者が生産した菜種から食用油を精製し、これを一般家庭で調理用に用いた後の廃食油を農業者から委託を受けた第三者が回収し、バイオディーゼル燃料の製造業者に引き渡す場合（いわゆる「菜の花プロジェクト」）
- ② 農業者が生産した米について、農業者から委託を受けた中間業者を介して、食用としての品質規格に合格した米は卸売り業者（精米メーカー）に、非食用部分や規格外米はバイオ燃料製造業者に引き渡す取決めを結んだ場合

Q 1 4 生産製造連携事業計画の認定要件は何ですか。

(A)

生産製造連携事業計画の認定要件は以下のとおりです。

- (1) 「生産製造連携事業の目標」、「生産製造連携事業の内容及び実施期間」及び「農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、その適正な処理の確保に関する事項」の内容が基本方針に照らして適切なものであること。
- (2) 「生産製造連携事業の内容及び実施期間」、「農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあってはその適正な処理の確保に関する事項」及び「生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」の内容が生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (3) 特に、食料又は飼料としても利用可能な農林漁業有機物資源を原材料とする生産製造連携事業を行う場合は、基本方針に定められている「食料及び飼料の安定供給の確保に支障がないように最大限の配慮」を払っていることが重要です。この要件を満たすためには、当該農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用する旨の合意が地域関係者の間において得られていること等が必要であると考えられます。

Q 1 5 計画が認定された場合、その旨は通知されますか。

(A)

生産製造連携事業計画の認定の申請を行った者に対しては、認定又は不認定にかかわらず、その旨を通知することとしています。

Q 1 6 生産製造連携事業計画の認定の申請先はどこになるのでしょうか。

(A)

生産製造連携事業計画の認定については、農林水産大臣、経済産業大臣に加え、廃棄物の処理に該当する措置を含む生産製造連携事業については環境大臣が共同してこれを行うこととしているため、申請は各大臣あてに行う必要があります。提出すべき申請書等の部数は、正本を主務大臣数+1部及び副本を主務大臣数となっています。具体的な申請窓口は次のとおりで、いずれか1箇所にとまとめてご提出ください。

- ・農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
- ・資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
- ・環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※ 地方農政局、地方経済産業局及び地方環境事務所は申請書の受付窓口ではありません。

Q 1 7 生産製造連携事業計画の認定の申請に必要な書類を教えてください。

(A)

認定の申請に必要な書類については、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「施行規則」といいます。）において定められており、具体的には、次の①の申請書に②から⑦まで書類を添付して提出することとされています。

- ① 別記様式第1号（別紙1、別紙2及び別紙3）
- ② 申請者が法人である場合には、定款又はこれに代わる書面
- ③ 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- ④ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

最近一年間の事業内容の概要を記載した書類とは、例えば、確定申告書が該当します。

- ⑤ 特定バイオ燃料を製造する施設の規模及び構造を明らかにした図面
- ⑥ 農林漁業有機物資源が廃棄物である場合、当該農林漁業有機物資源を処理するに当たって、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の許可を要するときは、当該許可を得ていること又は得る見込みがあることを証する書類
- ⑦ その他、生産製造連携事業計画を説明するに当たり必要な書類
例えば、
 - ・ Q 8 の (1) の「農林漁業有機物資源の安定的な取引関係の確立」のために締結した「取決め（契約書、覚書等）」の写し
 - ・ Q 1 4 の (3) の「食料及び飼料の安定供給の確保に支障がないように最大限の配慮」が払われていることを証する書面として、地域の関係者の間において、食料又は飼料としても利用可能な農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用する旨の合意を得たことを証する書面等が考えられます。

Q 1 8 認定生産製造連携事業計画の変更の認定の申請に必要な書類について教えてください。

(A)

変更の認定の申請に必要な書類については、施行規則に定められており、具体的には、次の①の申請書に②及び③の書類を添付して提出することとされています。

- ① 別記様式第 2 号
- ② 当該生産製造連携事業計画に従って行われる生産製造連携事業の実施状況を記載した書類
- ③ Q 1 7 の②から⑦に掲げる書類
なお、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、①の申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができます。

Q 1 9 生産製造連携事業計画の認定後に、バイオ燃料の原材料の需給状況に変化が生じた場合はどうなりますか。

(A)

生産製造連携事業計画の認定後、当該原材料の食料又は飼料の用途に係る需給状況に変化が生じた場合、地域の需要者から食料又は飼料用として融通して欲しい等の要望がなされることが想定されます。この場合、当該原材料が農林漁業者等とバイオ燃料製造業者との「取決め」に基づき、安定的に生産・供給されるべきものであること及び食料又は飼料の安定供給の重要性の双方に留意し、まずは関係当事者間で解決を図り計画の変更を受けるべきものと考えています。

ただし、認定後の状況の変化によって、計画の内容が、食料及び飼料の安定供給の確保に支障のないように配慮を払われていないことになった等、計画の認定要件を満たさなくなったと判断された場合は、計画の変更等の指導を行い、場合によっては計画の認定が取り消されることとなります。

Q 2 0 認定された生産製造連携事業計画の変更について教えてください。

(A)

認定を受けた生産製造連携事業計画について、その計画内容を変更しようとする場合は（計画に基づく生産製造連携事業の廃止を含みます。）、計画の変更の認定を受けることが必要です。

この場合、主務大臣は、変更の申請がなされた計画の内容について、再度、認定要件に照らして審査を行い、これが認定要件に適合している場合には、計画の変更の認定を行うこととしています。

なお、変更後の認定生産製造連携事業計画に係る生産製造連携事業の実施期間は、変更前の認定生産製造連携事業計画に係る生産製造連携事業の実施期間を含め、5年以内でなければなりません。

Q 2 1 認定生産製造連携事業計画はどのような場合に取り消されますか。

(A)

(1) 主務大臣は、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に基づく生産製造連携事業の実施に遅滞があると認めるときは、円滑な実施が図られるよう指導するほか、必要に応じ、認定生産製造連携事業計画の変更を指導するものとされています。

主務大臣は、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、当該認定生産製造連携事業計画を取り消すことができることとしています。

(2) なお、主務大臣が、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って生産製造連携事業を行っていないと認めるときとは、当該認定生産製造連携事業計画に基づく当該生産製造連携事業の円滑な実施に著しい支障を生じており、その結果、Q 1 4 の生産製造連携事業計画の認定要件に該当しなくなると認められる場合をいいます。

Q 2 2 天候等の影響により、農林漁業有機物資源の生産計画が達成されない場合には認定の取消事由となるのでしょうか。

(A)

農林漁業有機物資源の生産については、天候等の影響により、計画どおりの生産ができないことが想定されます。

このような場合は、農林漁業者等にとっては不可抗力な事由であるため、認定の取消事由とはなりません。

一方で、十分に農林漁業有機物資源を供給することができるにも関わらず、他用途への流用を行う等によってバイオ燃料製造業者への供給計画を果たさない場合には、取消事由となります。

Q 2 3 生産製造連携事業計画の認定を受けると、事業の実施に必要な他法令の許認可等が不要となったり、基準が緩和されるのでしょうか。

(A)

ご質問にあるような特別な取扱いは行われません。

生産製造連携事業計画の認定を受けようとする者は、認定の申請に当たって、あらかじめ関係する行政機関等との十分な連絡調整を行い、生産製造連携事業の実施に当たって遺漏のないよう努めるとともに、関係法令を遵守して行う必要があります。

本法に基づく生産製造連携事業計画の認定は、本法に基づく法律上の効果を有するに過ぎないため、認定生産製造連携事業計画を実施する際には必要に応じて関係法令に基づく許認可等が必要となることは言うまでもなく、許認可等の権限を有する行政機関等はそれぞれ個別法に則して許認可等を審査するものであることに十分留意して下さい。

特に、生産製造連携事業を実施するに当たって、

- ・ バイオ燃料の製造を行う場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可
- ・ 90度以上のエタノールの製造又は使用を行う場合におけるアルコール事業法（平成12年法律第36号）に基づくアルコール製造の許可又は使用の許可
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域の土地に施設の整備等を行う場合における同法で定める開発許可・市町村農業振興地域整備計画の変更に係る同意
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農地又は採草放牧地に施設の整備等を行う場合における同法に基づく農地転用の許可
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う場合における同法の許可等の許認可等を要するものについては、認定後に生産製造連携事業が円滑に実施されるよう、あらかじめ生産製造連携事業計画の作成の際に関係行政機関等との十分な連絡調整を行ってください。

Q 2 4 特定バイオ燃料を燃料以外の用途に利用しても良いのでしょうか。

(A)

生産製造連携事業は、特定バイオ燃料の製造を行うことをその事業の内容としています。このため、生産製造連携事業において製造された特定バイオ燃料を燃料以外の用途として利用することは適切ではありません。特に90度以上のエタノールは、アルコール事業法による規制の対象であり、経済産業大臣から許可を受けた用途以外への流用は認められていないことに十分留意してください。

Q 2 5 製造した特定バイオ燃料を自家利用しても良いのでしょうか。

(A)

生産製造連携事業において、バイオ燃料製造業者が製造したバイオ燃料を自家用として利用することは差し支えありません。ただし、90度以上のエタノールを使用する場合は、アルコール事業法の許可が必要になります（Q 2 4 参照）。

Q 2 6 研究開発事業計画の認定制度の目的及び概要について教えてください。

(A)

「研究開発事業」とは、「農林漁業有機物資源の生産の高度化に資する研究開発」又は「バイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発」を行う事業であり、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に特に資するものとしています。

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に特に資する」とは、研究開発により得られる成果が農林漁業有機物資源の生産又はバイオ燃料の製造の高度化に直接的に資することが見込まれること及びその高度化の程度が明確であることをいいます。

また、「高度化」とは、研究開発により得られる成果を活用した農林漁業有機物資源の生産やバイオ燃料の製造が既存の技術等を活用した場合と比較して、効率性やコスト面で一定程度の改善が図られることをいいます。研究開発の具体的な事例としては、

(1) 農林漁業有機物質の生産の高度化に資する研究開発

高収量の品種の選抜や新作物の開発、バイオ燃料加工適性に優れた品種の選抜や新品種の育成等の農林漁業有機物資源の生産コストの低減や品質の向上に資する研究開発や、汎用型収穫機や運搬に資する減容化機械の開発、地域に適した粗放的栽培等省力化栽培技術の確立等の農林漁業有機物資源の生産の効率化に資する研究開発等

また、農林漁業有機物資源が廃棄物である場合は、悪臭や污水等の生活環境保全上の支障が生じない方法による効率的な収集・運搬等の研究開発が考えられます。

(2) バイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発

セルロース系の原材料を効率的に糖化する酵素の開発、従来よりも少量で発酵が可能な酵母の開発、製造したバイオガスを発電、熱利用する際に発生する際に発生する排熱を燃料製造等の熱源として効率的に利用するコージェネレーションシステムの開発等のバイオ燃料の製造コストの低減に資する製造方式や製造施設の研究開発等

また、バイオ燃料の製造コスト低減のためには、バイオ燃料の製造に伴い生じる副産物を肥料、飼料その他の物品として有効に利用することも重要であり、これらの利用技術に関する研究開発も考えられます。

Q 2 7 研究開発事業計画の作成主体は誰ですか。

(A)

農林漁業有機物資源の生産又はバイオ燃料の製造の高度化に関する研究開発は、独立行政法人、大学、地方公共団体の公設試験研究機関、民間研究機関等の様々な者により実施されており、そのさらなる推進のためには、こうした多様な主体がそれぞれ有しているノウハウやアイデアを活用しながら、独創的な取組を自律的に実施できるよう支援措置を講じることが必要です。

このため、本法においては、幅広い主体の参加を促すため、研究開発事業計画を作成することができる者は、「研究開発事業を実施しようとする者」と規定して、個人又は法人の別、業種及び規模、形態等について特段の制限を設けないこととしています。

Q 2 8 研究開発事業についても、農林漁業者等との連携は必要でしょうか。

(A)

研究開発事業については農林漁業者等との連携の必要はありません。

Q 2 9 研究開発事業計画の認定要件は何ですか。

(A)

研究開発事業計画の認定要件は次のとおりです。

- (1) 「研究開発事業の目標」及び「研究開発事業の内容及び実施期間」の内容が基本方針に照らして適切なものであること。
- (2) 「研究開発事業の内容及び実施期間」及び「研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」の内容が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

Q 3 0 認定された後は通知されますか。

(A)

研究開発事業計画の認定の申請を行った者に対しては、認定又は不認定にかかわらず、その旨を通知することとしています。

Q 3 1 研究開発事業計画の認定の申請先はどこになるのでしょうか。

(A)

研究開発事業計画の認定については、農林水産大臣、経済産業大臣に加え、廃棄物の処理に関する研究開発を含む研究開発事業については環境大臣が共同してこれを行うこととしているため、申請は各大臣あてに行う必要があります。提出すべき申請書等の部数は、正本を主務大臣数＋1部及び副本を主務大臣数となっています。具体的な申請窓口は次のとおりで、いずれか1箇所にとまとめてご提出ください。

- ・農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
- ・資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
- ・環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※ 地方農政局、地方経済産業局及び地方環境事務所は申請書の受付窓口ではありません。

Q 3 2 研究開発事業計画の認定の申請に必要な書類を教えてください。

(A)

認定の申請に必要な書類については、施行規則において定められており、具体的には、次の①の申請書に②から⑤まで書類を添付して提出することとされています。

- ① 別記様式第3号（別紙1及び別紙2）
- ② 申請者が法人である場合には、定款又はこれに代わる書面
- ③ 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- ④ 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
最近一年間の事業内容の概要を記載した書類とは、例えば、確定申告書が該当します。
- ⑤ その他、研究開発事業計画を説明するに当たり、必要と思われる書類

Q 3 3 認定された研究開発事業計画の変更について教えてください。

(A)

認定を受けた研究開発事業計画について、その計画内容を変更しようとする場合は（計画に基づく研究開発事業の廃止を含みます。）、計画の変更の認定を受けることが必要です。

この場合、主務大臣は、変更の申請がなされた計画の内容について、再度、認定要件に照らして審査を行い、これが認定要件に適合している場合には、計画の変更の認定を行うこととしています。

なお、変更後の認定研究開発事業計画に係る研究開発事業の実施期間は、変更前の認定研究開発事業計画に係る研究開発事業の実施期間を含め、5年以内（新品種の育成を行う計画にあっては10年以内）でなければなりません。

Q 3 4 認定研究開発事業計画の変更の認定の申請に必要な種類について教えてください。

(A)

変更の認定の申請に必要な書類については、施行規則に定められており、具体的には、次の①の申請書に②及び③の書類を添付して提出することとされています。

- ① 別記様式第4号
- ② 当該研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の実施状況を記載した書類
- ③ Q 3 2の②から⑤に掲げる書類

なお、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、①の申請書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができます。

Q 3 5 認定研究開発事業計画はどのような場合に取り消されますか。

(A)

(1) 主務大臣は、認定研究開発事業者が認定研究開発事業計画の実施に遅滞があると認めるときは、円滑な実施が図られるよう指導するほか、必要に応じ、認定研究開発事業計画の変更を指導するものとされています。

主務大臣は、認定研究開発事業者が認定研究開発事業計画に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとしています。

(2) なお、主務大臣が、認定研究開発事業者が認定研究開発事業計画に従って研究開発事業を行っていないと認めるときとは、当該認定研究開発事業計画に基づく当該研究開発事業の円滑な実施に著しい支障を生じており、その結果、Q 2 9 の研究開発事業計画の認定要件に該当しなくなると認められる場合になります。

Q 3 6 研究開発事業計画の認定を受けると、事業の実施に必要な他法令の許認可等が不要になったり、基準が緩和されるのでしょうか。

(A)

ご質問にあるような特別な取扱いは行われません。

研究開発事業計画の認定を受けようとする者は、認定の申請に当たって、あらかじめ関係する行政機関等との十分な連絡調整を行い、研究開発事業の実施に当たって遺漏のないよう努めるとともに、関係法令を遵守してください。

本法に基づく研究開発事業計画の認定は、本法に基づく法律上の効果を有するに過ぎないことから、認定研究開発事業計画を実施する際には必要に応じて関係法令に基づく許認可等が必要となりますので、許認可等の権限を有する行政機関等はそれぞれ個別法に則して許認可等を審査するものであることに十分留意してください。

特に、研究開発事業を実施するに当たって、

- ・ 90度以上のエタノールの製造を行う場合におけるアルコール事業法（平成12年法律第36号）に基づくアルコール製造の許可
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域の土地に施設の整備等を行う場合における同法で定める開発許可・市町村農業振興地域整備計画の変更に係る同意
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農地又は採草放牧地に施設の整備等を行う場合における同法に基づく農地転用の許可
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う場合における同法の許可などの許認可等を要するものについては、認定後に研究開発事業が円滑に実施されるよう、あらかじめ研究開発事業計画の作成の際に関係行政機関等との十分な連絡調整を行ってください。

Q 3 7 認定生産製造連携事業計画に対する支援措置にはどのようなものがありますか。

(A)

- (1) 農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）及び沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）の特例

都道府県の無利子資金である農業改良資金、林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金について、生産製造連携計画の認定を受けた農林漁業者等が認定生産製造連携事業計画に従って、バイオ燃料製造業者の需要に適確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置を実施するのに必要な資金の償還期間は、農業改良資金及び林業・木材産業改善資金については 10 年以内から 12 年以内に、沿岸漁業改善資金については政令で指定された資金の種類ごとに 10 年、7 年、4 年以内から 12 年、9 年、5 年以内にそれぞれ延長されます。

- (2) 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）の特例

認定生産製造連携事業計画に従って、バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置を実施するため、資本金 3 億円を超える株式会社を設立した場合又は資本金が 3 億円を超える株式会社が資金の調達を行う場合においては、中小企業投資育成株式会社法の規定にかかわらず、中小企業投資育成株式会社による株式等の引受け及び保有の事業の対象となります。

- (3) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 62 号）の特例

認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って特定バイオ燃料の製造（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備を行う場合、その必要な資金の借入れについて、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づいて産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証の対象となります。

Q 3 8 認定研究開発事業計画に対する支援措置にはどのようなものがありますか。

(A)

(1) 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定研究開発事業計画に従って、研究開発事業を実施するため、資本金3億円を超える株式会社を設立した場合又は資本金が3億円を超える株式会社が資金の調達を行う場合においては、中小企業投資育成株式会社法の規定にかかわらず、中小企業投資育成株式会社による株式等の引受け及び保有の事業の対象となります。

(2) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

認定研究開発事業者が認定研究開発事業計画に従って研究開発事業（産業廃棄物の適正な処理の確保に資するものに限る。）を行う場合、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づいて産業廃棄物処理事業振興財団が行う助成金交付の対象となります。

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）の特例

農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る新品種の出願品種について品種登録出願をし、又は品種登録を受けたときは、その出願料及び第1年から第6年までの登録料の3/4に相当する額を軽減することとされました。

（※種苗法の特例に関する手続等については、Q44～47もご覧ください。）

Q 3 9 認定された場合、自動的に特例が措置されるのでしょうか。

(A)

認定生産製造連携事業計画及び認定研究開発事業計画に対する支援措置は、いずれも認定を受けた者に対して自動的に特例が措置されるものではなく、支援措置を希望する認定事業者又は認定研究開発事業者が、各支援措置について関係する行政庁や法人とその特例を受けることについて別途協議や申請等を行う必要があります。申請等の後、関係行政機関や法人が支援措置の対象となるか否かを決定するものであることに十分留意してください。

Q 4 0 固定資産税の特例措置はどのようなものですか。

(A)

令和6年度税制改正において、認定生産製造連携事業計画に基づき新設した機械その他の設備のうち、木質固形燃料、エタノール、脂肪酸メチルエステル、ガスの製造設備について、当該設備に係る固定資産税の課税標準額を3年間にわたり軽減する措置が講じられました。（【課税標準額の軽減措置】木質固形燃料：3/4, エタノール：2/3, 脂肪酸メチルエステル：2/3, ガス：1/2）なお、平成30年度の税制改正により、脂肪酸メチルエステル製造設備については、中小事業者等が新設したものに限定され、令和4年度の税制改正により、木質固形燃料製造設備については、中小事業者等及び農業協同組合等が新設したものに限定されています。

固定資産税の軽減措置の対象となるのは、本法の施行の日である平成20年10月1日から令和8年3月31日までの間に「認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備」とされています。

このため、固定資産税の軽減措置を受けようとする者は、あらかじめ機械その他の設備の取得前に生産製造連携事業計画の認定を受け、認定後に計画に従って当該機械その他の設備を取得する必要があります。

また、「新設した」とは、新品の機械や製造設備を取得することをいい、中古品や既に据え付けられた製造設備の所有権を取得した場合等は「新設した」と認められません。

なお、具体的な固定資産税の賦課についての事務及び解釈については、各市町村税務担当課に確認してください。

Q 4 1 令和6年中に生産製造連携事業計画の認定を受けて、令和7年中にバイオ燃料製造施設を整備した場合、固定資産税の軽減の対象となりますか。

(A)

対象となります。

その年度の固定資産税は当該年度が属する1月1日現在で所有している資産に対して賦課されるため（例えば、令和6年度分の固定資産税であれば令和6年1月1日に所有している固定資産に対して課税されます。）、質問のケースであれば、令和7年度は固定資産税は賦課されず、令和8年度から10年度までの固定資産税が軽減されることとなります。

ただし、本法に基づく固定資産税の軽減特例の対象となるバイオ燃料製造施設は、生産製造連携事業計画の認定を受けた上で令和8年3月31日までに新たに新設したものに限定されているため、令和8年3月31日までに生産製造連携事業計画の認定を受けた場合であっても、令和8年4月1日以降にバイオ燃料製造施設を新設した場合は軽減特例の対象とはなりません。

Q 4 2 令和6年中のバイオ燃料製造施設の新設を検討していますが、本法に基づく固定資産税の軽減を受けるためには、いつまでに認定の申請を行う必要がありますか。

(A)

令和6年中のバイオ燃料製造施設の新設であれば、令和7年度の固定資産税について軽減措置の対象となります。このため、本法に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた上で、バイオ燃料製造施設の新設は令和7年度分の固定資産税の賦課期日である令和7年1月1日までに行う必要があります。

申請された計画の審査にかかる日数を勘案して、バイオ燃料製造施設の新設の前に十分な時間的余裕を持って申請するようにして下さい。

また、認定申請をご検討の際には、Q 4 9の問い合わせ先まで事前にご相談下さい。

Q 4 3 400～500万円くらいのBDF装置でも固定資産税の軽減の対象となりますか。

(A)

対象となります。

地方税法第351条において、固定資産税の免税点が定められており、「家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。」ことになっています。

ただし、市町村の条例の定めるところによって、免税点以下の資産であっても課税されることがありますので、固定資産税の軽減の対象となる施設の範囲については、市町村税務担当部署に個別に確認してください。

Q 4 4 特定バイオ燃料の原材料として複数の原材料を利用する取組において、それらの原材料の一部を利用する生産製造連携事業計画の認定を受けてバイオ燃料製造設備を新設する場合、認定を受けた原材料と認定を受けていない原材料が同一のバイオ燃料製造設備で利用されることが想定されるが、固定資産税の軽減措置の対象となりますか。

(A)

対象となります。使用する原材料の割合による案分等によって、軽減措置の対象範囲が縮小されることもありません。

なお、固定資産税の軽減の対象となるバイオ燃料製造設備の範囲については、市町村税務担当部署に個別に確認してください。

Q 4 5 出願料軽減申請の手続きの流れについて教えてください。

(A)

本法に基づき、出願料の軽減を受けようとする場合は、以下のような手続きの流れになっています。

・手続き①

「出願料軽減申請書」及び「申請に係る出願品種が認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面（成果証明書）」を農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課に提出してください。

・手続き②

申請者が認定研究開発事業者であることが確認されたときは、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課から申請者に対して「確認書」が交付されます。

・手続き③

種苗法第5条に基づいて、出願の願書（「品種登録願」といいます。）を提出することとなります。この際、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）第8条第1項に規定する出願料の額の1/4に相当する金額の収入印紙を品種登録願の収入印紙欄に貼付します。さらに、収入印紙欄の空欄部分又は直下に朱書きで「バイオ燃料法に基づく出願料の3/4の軽減。」と、手続き②で交付された「確認書」の番号を「確認書番号〇〇号」と記載してください。

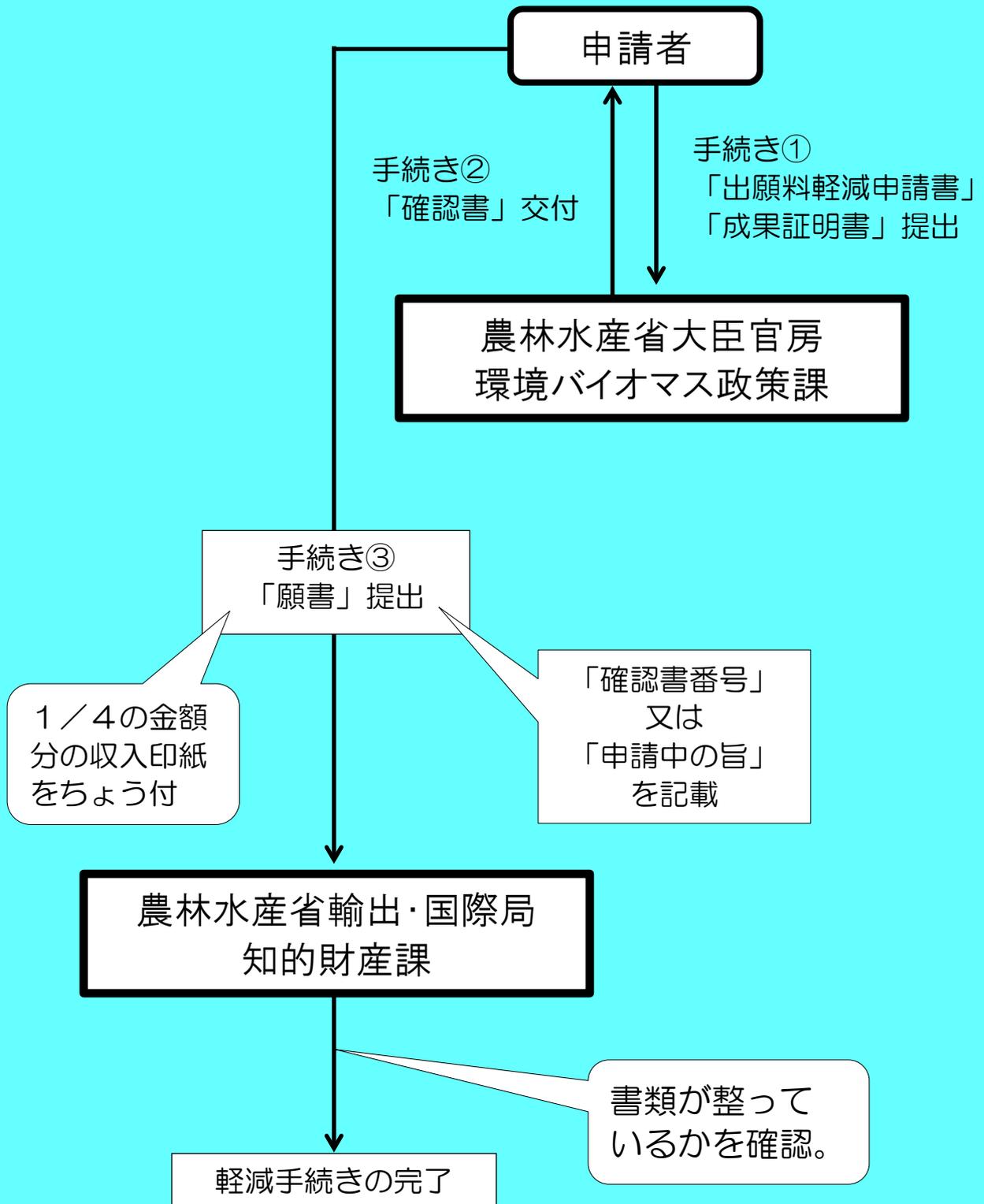
ただし、品種登録願を提出する時点で手続き②の「確認書」が交付されていないときは、種苗法施行規則に規定する出願料の額の1/4に相当する金額の収入印紙を貼付の上、品種登録願の収入印紙欄の空欄部分又は直下に「バイオ燃料法に基づく出願料の3/4の軽減。確認書交付申請中。」と朱書で記載してください。

・出願料の軽減手続きの完了

手続き③において提出すべき書類の不足、記載事項の漏れ等がなければ、出願料の軽減手続きが完了します。

なお、手続き①の「成果証明書」については、本法に基づく他の軽減申請書の提出において既に提出されていて、その内容に変更がない場合には、その旨を「出願料軽減申請書」に記載して省略することができます。

【品種登録の出願料の軽減の手続】



Q 4 6 登録料軽減申請の手続きの流れについて教えてください。

(A)

本法に基づいて、第1年から第6年までの各年分の登録料の軽減を受けようとする場合は、以下のような手続きの流れになっています。

・手続き①

「登録料軽減申請書」及び「申請に係る登録品種が認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面（成果証明書）」を農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課に提出してください。

・手続き②

申請者が認定研究開発事業者であることが確認されたときは、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課から申請者に対して「確認書」が交付されます。

・手続き③

種苗法第45条に基づく登録料について、品種登録の納付書（品種登録納付書）によって納付することとなります。この際、種苗法施行規則第19条第1項に規定する登録料の額の1/4に相当する金額の収入印紙を品種登録納付書に貼付します。さらに、収入印紙の貼付部分の上に朱書きで「バイオ燃料法に基づく第〇年から第〇年の登録料の3/4の軽減。」と、手続き②で交付された「確認書」の番号を「確認書番号〇〇号」と記載してください。

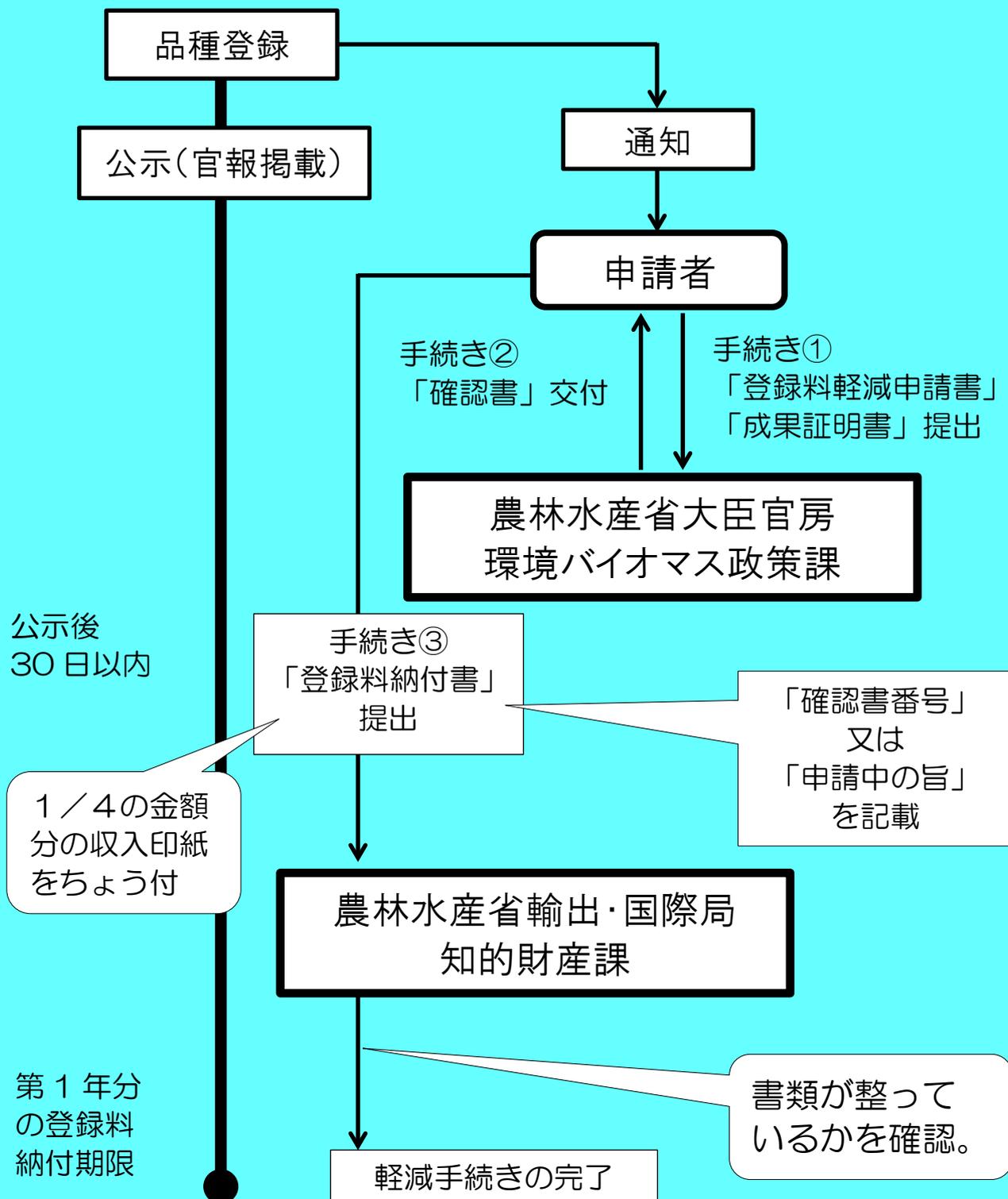
ただし、登録料の納付の時点で手続き②の「確認書」が交付されていないときは、種苗法施行規則第19条第1項に規定する登録料の額の1/4に相当する金額の収入印紙を貼付の上、登録料納付書の印紙の貼付部分の上に「バイオ燃料法に基づく第〇年から第〇年の登録料の3/4の軽減。確認書交付申請中。」と朱書きで記載してください。登録料の軽減は第1年から第6年に限られていることに留意してください。

・登録料の軽減手続きの完了

手続き③において提出すべき書類の不足、記載事項の漏れ等がなければ、登録料の軽減手続きが完了します。

なお、手続き①の「成果証明書」については、本法に基づく他の軽減申請書の提出において既に提出されていて、その内容に変更がない場合には、その旨を「登録料軽減申請書」に記載して省略することができます。

【品種登録の登録料の軽減の手続】



Q 4 7 使用者が、従業者がした職務育成品種について出願料又は登録料の軽減を受ける場合の手続きの流れについて教えてください。

(A)

基本的にはQ 4 4 及びQ 4 5 と同様です。ただし、手続き①の際に、出願料軽減申請書又は登録料軽減申請書及び成果証明書に加えて、

- ① その出願品種又は登録品種が職務育成品種であることを証する書面
- ② あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真

を提出する必要があります。

なお、これらの書類については、本法に基づく他の軽減申請書の提出において既に提出されていて、その内容に変更がない場合には、その旨を「出願料軽減申請書」又は「登録料軽減申請書」に記載して省略することができます。

Q 4 8 共有の場合の出願料又は登録料の額の計算方法について教えてください。

(A)

出願料又は登録料の軽減を受けようとする出願品種又は登録品種が、認定研究開発事業者と認定研究開発事業者以外の者との共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、各共有者ごとに、出願料又は登録料の金額（軽減又は免除を受ける者にあつては、その軽減又は免除後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付してください。

なお、軽減後の出願料又は登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

Q49 本法に関する問い合わせ先はどこでしょうか。

(A)

本法に関する問い合わせ先は次のとおりです。

○農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-6738-6479 FAX : 03-6738-6552

北海道農政事務所
生産経営産業部 事業支援課
〒064-8518 札幌市中央区南22条西6-2-22
TEL : 011-330-8584 FAX : 011-520-3063

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1
TEL : 022-221-6146 FAX : 022-722-7378

関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課
〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1
TEL : 048-740-0427 FAX : 048-740-0081

北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課
〒920-8566 金沢市広坂2-2-60
TEL : 076-232-4149 FAX : 076-232-4178

東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課
〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL : 052-746-6430 FAX : 052-201-1703

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者
町下ル丁子風呂町
TEL : 075-414-9024 FAX : 075-414-7345

中国四国農政局
経営・事業支援部 食品企業課
〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1
TEL : 086-222-1358 FAX : 086-224-7713

九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課
〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1
TEL : 096-300-9371 FAX : 096-211-9825

○経済産業省

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー
対策課
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL : 03-3501-4031 FAX : 03-3501-1365

○環境省

環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL : 03-3581-3351 FAX : 03-3593-8264

○沖縄総合事務局

農林水産部食品・環境課
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
TEL : 098-866-1673 FAX : 098-860-1179

Q 5 0 木質ブリケットについては、特定バイオ燃料に該当しますか。

(A)

木質ブリケットは、特定バイオ燃料に該当します。

ただし、その原材料は「木竹に由来する農林漁業有機物資源」である必要があります。

Q 5 1 広域的な地域間における、農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者の連携は認められますか。

(A)

認められます。

農林漁業有機物資源は、その種類や量は地域によって様々です。また、バイオ燃料製造施設が近隣にない場合なども考えられます。このような実態を踏まえて、農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者の連携について、地域的な限定は要件とされていないところです。

Q 5 2 バイオ燃料製造業者が農林漁業に参入して農林漁業有機物資源の生産及びバイオ燃料の製造を行う場合は、生産製造連携事業の対象となりますか。

(A)

農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が同一の者である場合は対象とはなりません。

Q 5 3 「生産製造連携事業」の対象について、漁業者と安定的な取引関係を有する水産加工業者（かまぼこ製造業者）が、自社工場から排出される廃食用油を原料にBDFを製造するといった、農林漁業有機物とバイオ燃料原料とのつながりが間接的な場合はどうなりますか。

(A)

「安定的な取引関係」とは、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者との間における農林漁業有機物資源の安定的な取引関係を確立することをいいます（法第2条第3項第1号）。例示の水産加工業者と漁業者との関係は、かまぼこの原料の取引関係があるに過ぎず、原料となる廃食用油については自社工場内で完結しているものであるため、本法における「農林漁業有機物資源の安定的な取引関係」には該当しません。（Q 8 も併せてご覧ください。）

Q 5 4 食品関連事業者から排出される食品残さを原材料としてバイオ燃料を製造する場合において、そのバイオ燃料の製造の際に発生する残さを肥料・飼料に利用し、その利用先として農家と連携する場合は、生産製造連携事業計画の対象になりますか。

(A)

上記の事例は、生産製造連携事業の対象にはなりません。

Q 5 5 既存のバイオ燃料製造施設でも生産製造連携事業の対象になりますか。

(A)

新しいバイオ燃料製造施設を導入することが生産製造連携事業の要件ではないので、既存のバイオ燃料製造施設でも対象になります。ただし、特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置を実施することが必要です。

Q 5 6 現在、バイオ燃料製造施設を造成中であっても、「生産製造連携事業計画」の認定を申請することは可能ですか。

(A)

認定の申請は可能です。

ただし、認定を受ける前に取得した施設については、固定資産税の軽減の対象とはなりません。

Q 5 7 生産製造連携事業を実施しようとするバイオ燃料製造業者は、製造するバイオ燃料の原材料の全てについて、農林漁業者等が生産した農林漁業有機物資源を原材料とする必要があるのですか。

(A)

その必要はありません。食品廃棄物や建築廃材を原材料としたバイオ燃料の製造がで
きなくなるものではありません。ただし、生産製造連携事業の対象となるのは、農林漁
業者等との安定的な取引関係に基づいて生産された農林漁業有機物資源を原材料とした
バイオ燃料の製造に限られます。

**Q 5 8 研究開発事業については、未だ実用レベルには至っていない、研究開発を要
するバイオ燃料だけが対象となるのですか。**

(A)

研究開発事業の対象となるバイオ燃料については、特段限定を設けておらず、例えば
特定バイオ燃料（バイオ燃料のうち、相当程度の需要が見込まれるものとして政令で定
めるもの）についても、その製造の高度化を図る研究開発であれば、本事業の対象とな
ります。